

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 7月号

ペダル付き原動機付自転車は自転車ではありません！！

ペダル付き原動機付自転車は、**原動機を作動させず、人力のみや併用など**、いずれの走行方法でも、**一般原動機付自転車としての交通ルールが適用されます。**



ペダル付原動機付自転車



☆ 道路上で運転する際に必要なルール

- 原付以上の運転免許とヘルメット着用が必要です。
- 歩道や自転車横断帯の走行はできません。
- 二段階右折、他通行帯道路の第1通行帯走行が課せられます。

電動アシスト自転車 (駆動補助機付自転車)



- **法律上、自転車(軽車両)に該当します。**
- 一定の条件の下、歩道通行が可能です。
- 運転免許は不要です。
- 人の力を加えない限りモーターは作動せず、駆動力も制限されています。

☆ 購入(所有)する際に必要なルール

- **ペダルがあっても原動機付自転車に該当します。**
※定格出力や排気量によっては二輪(二種原付)に該当します。
- **保安基準を満たし、自賠責保険加入が必要です。**
※保安基準とは、運行に必要な前照灯やブレーキ、後写鏡等を指します。
- **ナンバープレートの表示も義務付けられます。**
※自治体等への登録と、標識(ナンバー)の後面表示が必要です。

上記のほか、さらに注意すべき点として…

3つの走行パターンすべてが **原付** の運転に該当します！

